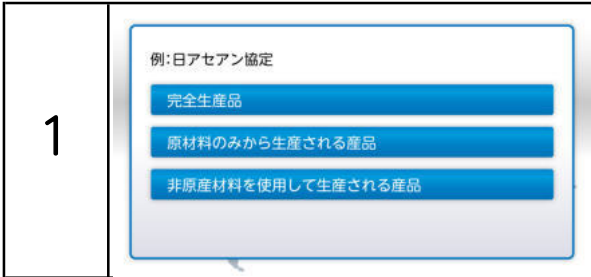


# 輸出産品に関する原産性の確認

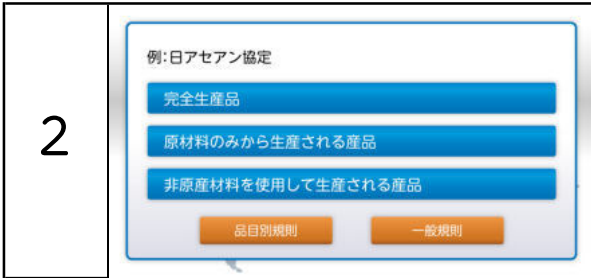
シーン

画面イメージ

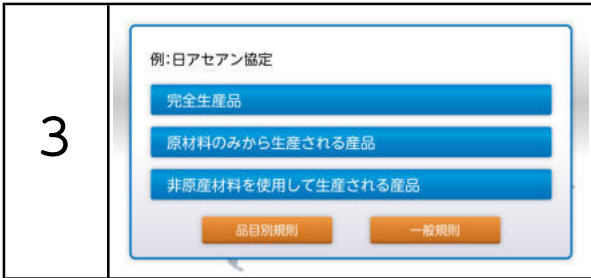
ナレーション



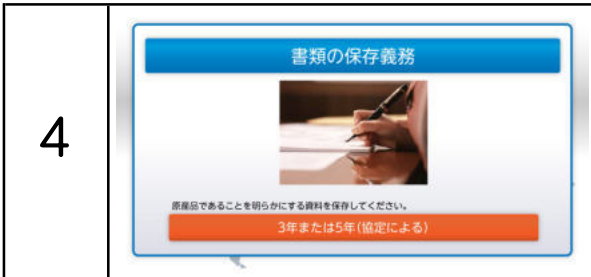
輸出する産品について原産性の確認をします。例えば、日アセアン協定で原産品は、「完全生産品」「原産材料のみから生産される産品」「非原産材料を使用して生産される産品」の3つのカテゴリーに分類されます。



なお、「非原産材料を使用して生産される産品」については、品目別規則の他、一般規則の定めがある協定があります。



この場合、品目別規則に定めがない産品については、別途定められている一般規則にて原産性を確認してください。



産品の原産性を確認したら、資料（原産品であることを明らかにする資料）を作成し、保存してください。書類の保存期間は、協定により、証明書の受給日から3年間または5年間と定められています。